

<過去のお知らせ>

テレビジョン放送番組中継用固定局に係る照会相談業務の開始について

当会では、電波法第102条の17に基づき総務大臣から電波有効利用促進センターの指定を受け、混信に関する調査その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項について、照会および相談に応じる照会相談業務を実施して参りましたが、この度、公共業務用で使用してきた6.5/7.5GHz帯（M・Nバンド）について、放送事業用でも共用が認められたことから、下記のとおりテレビジョン放送番組中継用固定局についても照会相談業務を実施することとしましたのでお知らせします。

記

1. 対象とする固定局

M・Nバンドを使用するテレビジョン放送番組中継用固定局

2. 開始日

平成14年10月18日

3. 経費

[別表1](#)のとおり

（当該回線は、固定マイクロ波回線のうちの「片方向回線」の欄に示す経費）となります。

[照会相談業務申込書添付資料](#)

4. 申込先

100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル14F

社団法人 電波産業会 利用促進部（放送担当）

5. 申込方法等の問合せ先

(1)電子メールによる問合せ

hoso@arib.or.jp

(2)電話等による問合せ

電話 03-5510-8591（放送担当：赤沼）

FAX 03-3592-1103